CRPD/C/PHL/CO/1

Concluding observations on the initial report of the Philippines

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

**フィリピン　初回審査　総括所見**（JD仮訳）

２０１８年１０月

障害者権利委員会

I. はじめに

1. 委員会は、2018年9月12日及び13日に開催された第419回及び420回会合（CRPD/C/SR.419及び420）において、フィリピンの最初の報告（CRPD/C/PHL/1及びCorr.1）を審議した。委員会は、2018年9月19日に開催された第428回会合において、本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたフィリピンの最初の報告を歓迎するとともに、委員会が作成した事前質問事項（CRPD/PHL/Q/1）に対する書面による回答（CRPD/PHL/Q/1/Add.1）を提出した締約国に感謝する。

3. 委員会は、関連省庁の代表者を含む締約国の上級代表団との建設的な対話を高く評価する。委員会は、委員会のメンバーが提起した質問に対する代表団の率直な回答を称賛する。

II. 肯定的な側面

4. 委員会は、憲法によれば、条約は締約国の基本法(organic law)の一部とみなされ、したがって、すべての当局に適用され、その規定は裁判所で行使されることに留意する。委員会は、条約の批准後、条約の実施のための立法的・政策的枠組みを整備するために、以下のような国がとった措置を歓迎する。

(a)政府の全職員の1％を障害のある人のために確保するとした、共和国法第10524号（2012年）の採択。

(b) 地方レベルで障害者事業を実施するための制度的仕組みを確立する、共和国法第10700号（2009年）の採択。

(c) 地方自治体単位の、町(municipality)、市(city)、州(province)レベルの障害者事務所を設置したこと。

5. 委員会は、アジア太平洋地域に参加して「アジア太平洋障害者の10年（2013年～2022年）」を支持したこと、西太平洋地域で世界保健機関（WHO）の障害モデル調査を実施した最初の国であることを称賛する。

III. 主な懸念事項と勧告

A. 一般原則と一般的義務（第1条～第4条）

6. 委員会は以下について懸念している。

(a）締約国の障害のある人に関する法律及び政策において、機能障害、医療及び社会的ケアを過度に重視し、条約の人権モデルとは全く対照的な医療的及び慈善的アプローチが広がっている。

(b) 条約を実施するために国内レベルの障害者関係法を改革・整合させ、政策変更を実現するための人的、技術的、財政的資源が十分に配分されていない。

(c) 障害のある人に対する既存の固定観念を永続させ、汚名や障害に基づく差別を不用意に引き起こす法律が存在している。

(d) 障害のある人の社会へのインクルージョンに対するあらゆる障壁の除去を含め、条約に基づく締約国の義務を実施するための、すべての部門とレベルにわたる総合的な政策が欠如している。

7. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) 法律の見直しを行い、条約の障害の人権モデルに沿うようにするためのプロセスを確立する。国は、すべての障害のある人を権利所有者と認め、その生来の尊厳と自律を再確認すべきである。

(b) 障害の等級評価を廃止し、障害のある人の代表組織と協議の上、条約に明記されている障害の人権モデルに沿った評価の方針と手順を策定する。

(c) 法律および政策の枠組みを更新するための適切な人的、技術的、財政的資源を確保する。

(d) フィリピン社会における障害のある人の完全かつ効果的な参加を妨げる環境的・態度的障壁を特定し、あらゆるレベルでそのような障壁を克服するための措置を採用することを目的として、障害のある人の代表的な組織や官民の組織を巻き込んだ参加型プロセスを実施する。

(e) 条約の義務を履行するための包括的な国家行動計画を採択する。締約国は、このような政策の進捗状況に関するスケジュール、具体的な指標、目標基準を設定し、農村部、町、州での実施のための資源を配分すべきである。

8. 委員会は、効果的かつ有意義な協議も、情報も不足していることを懸念する。締約国は、障害のある人の代表組織、特に遠隔地および農村地域に住む障害のある人の代表組織と、条約の実施および監視に関する政策決定プロセスおよび公的問題について協議し、それを関与させるべきである。

9. 委員会は、条約の実施及び監視への、障害のある子どもを含む障害のある人の代表組織を通じた障害者の参加に関する一般的意見第7号（2018年）に沿って、締約国に次のように勧告する。

(a) 障害のある女性の組織、障害のある子どもの組織及び知的障害のある人の組織の設立を促進するための措置を採択し、それらの組織の活動のための財源を提供すること。

(b) 知的障害のある人の組織のためのわかりやすい版に関する情報、障害のある子どもの参加を向上させるための年齢に応じた仕組みなど、相談・協議手続きに関するアクセシブルな情報と方法論を、障害のある人の代表組織を通じて提供すること。

B. 具体的な権利（第5条～第30条）

平等と非差別（第5条）

10. 委員会は、以下の点を懸念とともに認識している。

(a) 1992年の障害者のマグナカルタ（共和国法第7277号）およびその後の2007年および2016年の改正の規定は、雇用、交通、公共施設およびサービスの利用における障害に基づく差別にのみ対処している。

(b) 先住民やイスラム教徒の障害のある人に対する多重的・交差的な差別に対処するための情報や対策がない。

(c) 生活のいくつかの分野で合理的配慮が認められておらず、障害に基づく差別の一形態としての合理的配慮の否定が理解されていない。

(d) 障害を理由とした差別の事例で利用できる救済措置と苦情の手続きの欠如、および補償を含む提供された救済に関する情報が欠如している。

11. 委員会は、平等及び非差別に関する一般的意見第6号（2018年）に沿って、締約国に次のことを勧告する

（a）一般法において、生活のあらゆる分野における差別の根拠として障害を認めること。

(b) 性別、年齢、出身地、宗教、民族、性的指向及び性同一性、機能障害、移住者、亡命希望者又は難民の地位、社会的地位を理由とする障害のある人に対する交差的および複合的差別を防止するために、障害のある人へのすべての形態の差別を防止する包括的な戦略を採択すること。

(c) 障害に基づく差別の被害者のために、司法手続及び行政手続を含む、アクセス可能で効果的な救済の仕組みを確立し、他の者と対等な立場で司法へのアクセスを確保する。締約国は、障害のある人に対し、裁判所を通じた苦情処理手続及び無料の法律扶助に関するアクセス可能な情報を提供する必要がある。

(d) 条約第5条3に基づく合理的配慮の概念、及び障害に基づく差別の一形態としての合理的配慮の否定をその法律で明記すること。

(e) 持続可能な開発目標のターゲット10.2と10.3を実施するにあたり、条約第5条を考慮に入れること、特に、障害のある人に対する烙印（スティグマ）に対処するための差別禁止法や政策を通じて、ジェンダー、年齢、障害、ハンセン病に基づく多重的、交差的な差別に対処すること。

障害のある女性（第6条）

12. 委員会は以下について懸念している。

(a) 障害のある女性及び少女の状況に関する情報の全体的に欠如している。特に社会的保護へのアクセス及び十分な生活水準、経済的及び雇用の状況、障害のある女性による政治的権利の享受に関する情報が欠けている。

(b) 障害のある女性、特に知的障害や心理社会的障害のある女性や少女、先住民族やその他の民族的・宗教的マイノリティの女性が、障害のある女性に影響を与える問題に関する意思決定プロセスにおいて、全体的に排除されていること。

13. 委員会は、締約国に、障害のある女性及び少女に関する委員会の一般的意見第3号（2016年）を考慮に入れること、および及び次のことを勧告する。

(a) 性とジェンダーに基づく差別と闘う適切な政策の策定に向け、障害のある女性及び少女の人権状況に関するデータ収集及び公表を強化すること。

(b）ジェンダー平等に関する一般法及び障害関連法に、障害のある女性及び少女の権利を明確に盛り込む。締約国は、立法および公共政策改革に関連するすべてのプロセスにおいて、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントに関する「監視評価指標の大要」の適用を強化すること。

(c) フィリピン女性委員会およびフィリピン人権委員会に、障害のある女性と少女の権利の向上のために、具体的な人的、技術的、予算的資源を配分し、これらの組織の活動への障害のある女性の全面的な参加を促進することを確実にすること。

(d) 障害のある女性および少女の家庭生活、教育、保健サービス、雇用、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力および差別的慣行に特に注意を払いながら、法改正および政策変更を実施するための基礎とするために、障害のある女性および少女との協議を実施すること。

(e）持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2及び5.5を達成するための措置を実施する上での条約の義務を考慮すること。

14. 委員会は、性暴力や虐待を含む、障害のある女性および少女に対するジェンダーに基づく多くの暴力に懸念を抱いている。特に、聴覚障害者団体の調査データによると、ろうや難聴のある女性や少女に対する強姦事件が、他のすべての種類の障害のある女性の苦情より10倍多いことを示していることに懸念を抱いている。さらに、ジェンダー暴力に関する最高裁事例において、心理社会的障害のある女性や少女が過大な割合を占めていることにも懸念を抱いている。

15. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）あらゆる形態のジェンダー暴力から障害のある女性及び少女を保護するためのスケジュール及び戦略を確立し、家庭内暴力を含め、障害のある女性及び少女へのあらゆる形態のジェンダー暴力を禁止する。

(b) 障害のある女性と少女に対する性暴力を含む、あらゆる形態の暴力を発見し、防止し、闘うために、障害のある女性と少女にアクセス可能な情報提供と報告の仕組みを設ける。

(c) 障害のある女性が暴力を受けた場合、リハビリテーションや補償を含む救済措置をとる。

障害のある子ども（第7条）

16. 委員会は、以下について懸念する。

(a)障害のある子どもの社会へのインクルージョンを確保する措置に関する情報の欠如、特に、締約国には総人口の約8％、約330万人の障害のある子どもがいると推定され、この点は重要である。

(b) 障害のある子どもに関する取り組みにおいて、子どもの最善の利益を促進する戦略がない。

(c) 障害のある子どもの施設入所や、農村部で障害のある子どもが学校に通う期間、家族から引き離されている。

(d) 障害のある子どもの生活に影響を与えるすべての事項において、障害のある子どもの見方や意見が考慮されるための措置がない。

17. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) 障害のある子どもの権利の促進及び保護のための総合的な戦略及び行動計画を採択し、その実施状況を評価するために、具体的に人的、技術的及び財政的資源(監視の仕組みを含む)を配分する。

(b) 国際人権法、特に子どもの権利条約の下で確立された基準に従って、家庭における障害のある子どもの権利の尊重を発展させ強化するための措置を講じ、幼児期のプログラムを含め、子どもの家族への支援を強化する。締約国は、農村地域に住む障害のある児童、民族的及び宗教的少数者に属する障害のある児童、移民、難民、亡命を求める障害のある児童に特に注意を払うべきである。

(c) 農村地域に住む障害のある子どもが家族と一緒に暮らしながら学校に通えるように、一般の学校をアクセシブルにする措置をとる。

(d) 障害のある子どもの地域リハビリテーションを含めた紹介制度を全国的に強化・徹底する。

(e) 障害のある子どもの年齢や障害に応じた支援を確保しつつ、障害のある子どもが影響を受ける問題について、障害のある子どもの代表組織を通じて相談することを目的とした手順や指針を設定する。

意識の向上（第８条）

18. 委員会は以下について懸念している。

(a) 締約国が、インクルージョンと権利の行使よりも機能障害の予防を重視していること、および、障害に対する医学的アプローチを強化する年次行事に公的資源が割かれていること。

(b) 知的障害または心理社会的障害のある女性および少女が直面している態度上の障壁およびその他の困難に関する認識が欠如していること。

(c) 障害のある人に対する国民の無関心や否定的な態度に対処するための「感受性訓練」や締約国の宣言の成果に関する情報が欠如していること。

19. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) 障害者団体と協力して、障害のある人の人権保有者としての肯定的なイメージを醸成するための啓発キャンペーンを強化する。

(b) 啓発活動が条約の分野横断的な性質を認識するようにし、また、障害に関する国民の意識を強化するための重要な戦略として障害の人権モデルを採用する。

(c) 公的機関、特に条約の実施を担当する公務員の間での研修および能力開発活動を強化する。

(d) 社会における障害のある人に対する否定的な認識をなくすための意識向上キャンペーンとその成果を検証するための監視手段を運用する。

アクセシビリティ（第9条）

20. 委員会は、アクセシビリティ法としても知られる国内法第344号や共和国法第7277号などの措置が、本条約第2条および第9条に定められているユニバーサルデザインを通じたアクセシビリティの原則を含んでいないことを懸念する。また、アクセシビリティに関する国の行動計画がないこと、市バスのみがアクセシビリティの要件を満たすことを求められていること、現行のアクセシビリティ法にはすべての障害のある人のためのアクセシビリティが含まれていない事実についても懸念している。さらに、現代のジプニーのアクセシビリティの不足についても懸念している。

21. 委員会は、締約国が、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）に導かれ、障害者団体の参加を得つつ、次のことを行うよう勧告する。

(a）国の法律を見直し、すべての障害のある人の物理的環境、交通、情報・通信へのアクセシビリティを進める行動計画を採択する。国は、条約第2条に定めるユニバーサルデザインの原則を遵守し、インフラ、交通、サービス及び技術が、さらなる改修や専門的な設計を必要とせず、可能な限りすべての人々のために設計され、利用できるようにすべきである。

(b) すべての障害のある人のアクセシビリティを確保するために、アクセシビリティに関する法律および指針を拡大する。

(c) 公共および民間のサービス、施設、調達手続きに関する苦情の申し立て手続きとアクセシビリティ義務の監視を確立するとともに、苦情の申し立て手続きを支援しアクセシビリティを監視するための、障害者団体の権利と資源を確保する。

(d) 現行の公共バスのアクセシブルな座席に加えて、交通機関へのアクセシビリティを確保するための技術と財源を強化すること。

(e) すべての障害のある人のためにジプニーの利用を増やすこと。

(f) 障害のある人の要求に特に注意を払いつつ公共交通機関を改善することにより、障害のある人に安全で、手頃な価格で、アクセシブルで持続可能な交通システムを提供するために、持続可能な開発目標のターゲット11.2及び11.7に関連する条約第9条の義務を考慮に入れる。

(g) アクセシビリティの改善を評価するための監視指標を採用する。

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

22. 委員会は、2010年フィリピン災害リスク軽減管理法の実施に向けた措置や、国家災害リスク軽減管理評議会による危険な状況にある障害のある人のための調整の仕組みに関する情報が不足していることを懸念する。また、2017年のラナオ・デル・スール州マラウィ戦では、多くの女性や、子どもや障害のある人などの危険な状況にある人々が銃撃や混乱の中心に取り残され、大規模な強制退去となったとの報告についても懸念している。

23. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) アクセシブルなコミュニケーション戦略（ホットライン、警告メールアプリ、一般的なマニュアルの手話言語や点字版など）と、危険の状況に対応した総合的な緊急時戦略と手順を確立するために、「災害リスク軽減のための仙台フレームワーク2015-2030」に準拠した効果的な仕組みを採用する。

(b) 災害リスク軽減戦略が障害のある人にとってインクルーシブでアクセシブルであることを保証し、「人道活動における障害のある人のインクルージョン憲章」および「2016 年世界人道サミット」の約束を遵守する。

(c) すべての公共サービスに対し、危険な状況下での障害のある人の安全な避難のために、障害のある人の代表組織を通じた障害のある人との緊密な協議のもとに、個別計画および地域の計画を策定することを義務づける法律を制定し、措置を実施すること。

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

24. 委員会は、以下について懸念する。

(a) 締約国の立法は、障害のある人が生活のあらゆる側面に関する意思及び好みを表明する法的能力をいまだに否定し、後見人制度を設け、知的障害のある人又は心理社会的障害のある人が権利を行使する能力を制限していること。

(b)意思決定のための支援の選択的提供や、事実上の意思決定の代理である「法的代理人」に関して国会での議論を継続しても、結局法の前の平等を欠くこととなること。

(c) 障害のある人、特に聴覚障害のある人は、障害のある人とコミュニケーションをとることができる法律家がいないために、法制度へのアクセスの困難に直面していること。

25. 委員会は、締約国に、次のことを勧告する。

(a）民法（共和国法第386号）第37条から第39条、憲法第3条第11項および共和国法第9406号を見直し、法の下での平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）に沿って、障害のある人の完全な法的能力を認める法律を制定する。

(b) 公務員、裁判官、ソーシャルワーカーを含むすべての関係者に対して、障害のある人の法的能力の認識および支援付き意思決定の原則について、国、地方、地域レベルで、障害のある人およびその代表組織との協議および協力の下、研修を提供する。

(c) 障害のある人の選択の自由（支援を停止する自由を含む）に沿って、障害のある人のための支援付き意思決定のシステムを確立する。

司法手続きの利用の機会（第13条）

26. 委員会は、障害のある人が司法の利用の際の障壁（態度面の障壁や裁判所職員の偏見を含む）について懸念しており、また、手続全体を支援するために十分に訓練された手話言語通訳者のサービスの確保についても懸念している。また、「司法へのアクセスおよび差別禁止に関する小委員会」を設置する行政命令第709号が実施されていないことも懸念している。

27. 委員会は、締約国に、法廷への物理的アクセス、アクセス可能な法的支援、法廷および警察署での有資格の手話言語・触覚手話通訳、およびわかりやすい版での法的・手続き上の情報を含む、年齢に応じた配慮または手続き上の配慮を提供するための措置を採択するよう勧告する。また、締約国は、法曹界、警察官、刑務官に対し、この条約に謳われている権利に関する能力開発事業を実施するよう勧告する。

身体の自由及び安全（第14条）

28. 委員会は、「心神喪失者」の入院手続きに関する裁判所規則（民事訴訟）第101条および精神保健法の規定が、機能障害を理由とした強制留置の手続きを維持していることを懸念している。

29. 委員会は、締約国に、障害のある人の自由と安全の権利に関する委員会のガイドラインに沿って、次の措置をとることを勧告する。

(a）「心神喪失者」の入院手続きに関する法廷規則第101を廃止し、精神保健法の見直しを行い、精神科病院その他の種類の施設での拘禁を認める規定を撤回する。

(b) 実際の障害、または障害があると思われていることを理由にして障害のある人を精神科病院に収容する手続きを停止する。

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

30. 委員会は以下について懸念している。

(a) 家庭や学校における障害のある子どもに対する頻発する暴力、特に家庭内で拘束された子どもの報告、および公私立学校における男性教師や校長による強姦や性的暴行を含む性暴力の被害者であるろうの少女や少年の事例に関する情報。これらはそのような行為の加害者の刑事訴追や有罪判決、および被害者への救済の仕組みがない中での情報である。

(b) 路上生活を送る障害のある人に対する性暴力を含む暴力に関する情報があること。

(c) 障害のある女性が直面する人身取引の危険と、オンラインその他のデジタル環境で発生する暴力に関する情報があること。

31. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）私的領域における障害のある女性及び子どもの性的搾取を含む家庭内暴力及び虐待に取り組むための努力を強化し、障害のある人が独立した苦情処理の仕組みと、虐待被害者への救済及びリハビリテーションを含む十分な補償などの適切な救済手段を利用できるようにする。

(b) 条約第16条3に従い、障害のある子どもを含む障害のある人に対する暴力、特に性暴力を防止することを目的として、障害のある人にサービスを提供するために設計されたすべての施設およびプログラムを監視するための仕組みを採用する。

(c) 人身取引防止のための戦略が、様々な形態の人身取引及び搾取に対する障害のある女性及び少女の特定のリスクを考慮し対処することを確保すること、および、人身取引に関する情報及び啓発が、確実にアクセス可能な形式で、国内の全ての都市部及び農村部を対象に提供されること。

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

32. 委員会は、知的障害のある女性の強制不妊手術の事件の報告があることを懸念している。

33. 委員会は、締約国に、知的障害のある女性が非自発的不妊手術を受けないよう保護し、今後強制不妊手術が起こらないようにする措置をとることを勧告する。

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

34. 委員会は、以下について懸念している。

(a) 自立して生活し、地域社会に含まれる権利が、主体的な権利として認識されていないこと。

(b) パーソナルアシスタンスを含め、地域社会の中ですべての障害のある人が施設から完全な自立生活への移行を確実にするための戦略がないこと。

(c) 障害のある人が地域社会に参加できるようにするための支援サービスが欠如しており、これが施設入所モデルの永続化を助長していること。

35. 委員会は、締約国が、自立して生活し、地域社会に参加することに関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を考慮に入れ、次のことを行うよう勧告する。

(a) 障害のある人が地域社会に参加し、居住地を選択し、どこで誰と暮らすかを選択する権利を認めることを目的とした法律を制定する。締約国は、すべての障害のある人が、生活様式に関する選択の自由を行使する法的能力を有することを確保すべきである。

(b) 自立生活戦略及び計画の策定のすべての段階において、障害のある人及びその代表組織の関与を確保すること。

(c) 障害のある人が、障害に関連する追加的な費用を考慮した自立生活のための十分な個人的な資金を確保する法的権利を確保するために必要な措置をとるとともに、資源を施設入所から地域社会に根ざしたサービスに振り向け、パーソナルアシスタンスが利用できるようにする。

(d) 障害のある人がどこで生活し、地域社会に参加するかについて自立した意思決定ができるように、資格のある人材と十分な予算を備えた地域社会支援サービスを実施すること。

個人の移動を容易にすること（第20条）

36. 委員会は、障害のある人の自由な移動を確保する上で極めて重要な移動補助具および支援機器の取得に充てられる十分な公的予算を有する、差別のないかつ体系的な枠組みがないことを懸念する。

37. 委員会は、締約国に、障害のある人が個人の移動に必要な質の高い、かつ手頃な価格の移動補助具、支援機器およびサービスを確実に獲得できるようにするために、固定的かつ十分な人的、技術的および財政的資源を含む政策枠組みを採択するよう勧告する。また、締約国に対し、適切な整形外科的装置、技術的装置、その他の補助装置への普遍的なアクセス、ならびにそれらの使用方法に関する適切な情報および訓練を提供するための目標を設定することを勧告する。

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

38. 委員会は以下について懸念している。

(a) フィリピンの手話言語やろう者文化の促進を通じて、ろう者の特定の文化的・言語的アイデンティティの認識を高め支援する取り組みが欠如していること。

(b) 知的障害のある人のためのわかりやすい版の教材が不足していること。

(c) フィリピン手話言語に関する法案がまだ採択されていないこと。

39. 委員会は、締約国に、共和国法第7277号の第22項の修正案及びその他の関連措置を採択し、聴覚障害のある人がニュース番組で字幕を見ることができるよう勧告する。

教育（第24条）

40. 委員会は以下について懸念とともに認識している。

(a) 特別教育モデルの広がり、障害のある人のためのインクルーシブかつ一般の教育を提供する措置が欠如していること。

(b) 小学校に在籍する障害のある子どもの数の少なさ（教育省の2013年から2014年までのデータによると、子どもの総人口の13％にあたる「特別なニーズ」を持つ約549万人の子どものうち、政府の小学校に入学した障害のある子どもはわずか110,169人である）。

(c) 通常の教育施設における障害のある子ども、若者、成人の教育は、アクセシビリティの障壁、 学習のためのユニバーサルデザインの欠如、学生生活のすべての学習面および社会的側面における合理的配慮の欠如によって妨げられている。

(d) 2001年の基本的教育の統治に関する法律が、正規の小学校のみを対象としていること。

(e）教育へのアクセスや障害のある人の教育の成果に関する定量的なデータが一般的に不足していること、また、さまざまな機関が収集したデータが矛盾していること。

41. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見第4号（2016年）に沿って、インクルーシブ教育を認める法律を制定し、インクルージョンを実施するスケジュールを採択する。

(b) 学習のためのアクセシビリティと合理的配慮を含むユニバーサルデザインの原則の実施を改善する。

(c) 学生生活のすべての学習面および社会的側面で合理的配慮を認め、提供し、通常の教室で障害のある学生を支援するための教員研修を確保する。

(d) 全国で合理的配慮、個別学習、インクルーシブな教室を実施する具体的な法律を制定する。

(e) 障害のある人のための職業教育及び高等教育レベルでアクセシブルな学習教材を利用できるようにする法・行政上の措置を講じる。

(f) すべてのレベルの教育及び職業訓練への平等なアクセスを確保するために、持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4aを遵守し、障害のある人に配慮した安全な教育施設を建設し、改善する。

健康（第25条）

42. 委員会は、2012年の責任ある育児と性と生殖に関する健康法（リプロダクティブ・ヘルス法）が効果的に実施されていないために、障害のある女性や少女が利用できる性と生殖の保健教育、サービス、権利が限られていることに懸念を抱いている。また、女性と少女が保健医療にアクセスすることを妨げている家族、サービス提供者、そしてより広い一般市民の偏見と差別についても懸念している。

43. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）女性、少女および心理社会的障害のある人が農村部および遠隔地において、他者の偏見にさらされることなく、総合的に性と生殖の医療および地域社会に根ざしたリハビリテーションサービスを利用できるようにする。

(b) 条約に従い、女性、少女、心理社会的障害のある人に対する性と生殖の保健医療教育及びサービスの提供に関する保健医療専門職の研修及びその提供の際の配慮を促進する。

(c) 2012年の責任ある育児と性と生殖に関する健康法（リプロダクティブ・ヘルス法）を復活させることにより、全国のすべての地域保健従事者のための研修を強化する。

ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

44. 委員会は、障害者のマグナカルタおよび職業リハビリテーション法で規定されているハビリテーション／リハビリテーションサービスの実施に関する締約国の情報が、データによって裏付けられていないことに懸念を抱いている。また医療を中心に推進する関係者による、インクルーシブな開発とは異なるアプローチのために、地域に根ざしたリハビリテーションの実施が不均一になっていることも懸念される。さらに、障害のある人への様々な支援機器の供給、サービスや製品の質、価格、選択を制限している現在の調達手続きに関する情報についても懸念している。

45. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）一般的な医療政策の一環としてのハビリテーション／リハビリテーションのための多数の規定を実施するための努力を倍増させ、リハビリテーションサービスの監視の仕組みを強化する。

(b) インクルーシブな平等と開発を遵守したリハビリテーションのためのプロトコル（規定）を採択する。

(c) 障害のある人のための様々な補助器具の供給、品質、価格、選択を確保するために調達政策の運営を改善する。

労働と雇用（第27条）

46. 委員会は以下についての点を懸念している。

(a) 雇用を創出し、障害の有無にかかわらずあらゆる形態の差別からすべての労働者を保護するための、大統領令第442号（労働法典として知られている）、持続可能な生計自営業支援開発事業、「創作障害者」（CRPD/C/PHL/1、210項参照）などの法律、政策、事業、および関連活動が、障害のある人の雇用機会を創出する上で効果的ではないという事実。

(b）多様な障害のある人に適用される割当雇用制度が十分に実施されていないこと。

(c) 労働市場における障害のある人のスティグマ化が続いていること、特に、雇用者が障害のある人には仕事に必要な知識、技能、能力が不足していると主張し、障害のある人の採用には訓練や施設の改善のためのより多額の人件費が必要になると考えていること。

47. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）大統領令第442号および5％雇用枠制度の効果的な実施のための措置を採択し、障害のある人の雇用を奨励するため、潜在的な雇用主のための構造化されたオリエンテーション事業を強化する。

(b) 求人募集プロセスにおいて合理的配慮を提供するための措置を採択し、求人が障害のある人を含めたものであることを確保し、職場における合理的配慮の提供とアクセシビリティのためのガイドラインを発行する。

(c) 障害のある人を含むすべての人の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク、および同価値の労働に対する同一賃金を達成するために、持続可能な開発目標のターゲット8.5を支持する。

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

48. 委員会は、以下について懸念している。

(a) 障害のある人の相当な生活水準を確保する上での2013年食品安全法や貧困救済基金などの政策の実施に関する情報が欠如していること。

(b) 水、住宅、食料へのアクセスに関する事業への障害のある人の利用が限られていること。

(c) 障害に関連した費用を賄うための手当や資源の不足、雇用状況にかかわらず障害のある人のための社会的保障事業の提供が限定的であること。

49. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) 清潔な水、食料、住宅を提供する事業がすべての障害のある人を対象とすることを確保するための基準を採用する。

(b) 政府から最低水準の社会的保障を受けている障害のある人の数と割合について、性別、年齢、民族別に、特に知的障害または心理社会的障害のある人の数と割合を集計したデータを収集する。

(c) 障害に伴う追加費用を認識した社会的保障制度と手当を提供し、全国ですべての障害のある人が障害年金にアクセスできるようにする措置をとる。

(d) 持続可能な開発目標のターゲット10.2を遵守し、特に障害のある人を対象とすることにより、すべての人の経済的インクルージョンを応援し、促進する。

政治的及び公的活動への参加 (第29条)

50. 委員会は、地方レベルおよび国レベルでの障害のある人の公的な役割への参加に関する情報が不足していること、および知的障害のある人または心理社会的障害のある人が選挙権行使の障壁に直面していることを懸念している。

51. 委員会は、締約国に、知的または心理社会的障害のある人が投票権を行使し、選挙に立候補する権利を行使することを妨げる差別的な規定の廃止を勧告する。また、締約国に対し、機能障害の種類にかかわらず、すべての障害のある人のために電子投票を容易にすることを勧告する。

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

52. 委員会は、締約国が、「盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」をまだ批准していないことを懸念する。

53. 委員会は、締約国に、マラケシュ条約をできるだけ早期に批准し、実施するためのすべての適切な措置をとることを奨励する。

54. 委員会は、パラリンピックとスペシャルオリンピックのみに国家資金を付与し、選手が海外のそれらの競技会に参加できるようにし、他のスポーツに参加している障害のある人を除外するという政策に懸念を抱く。また、文化・レクリエーション活動への障害のある人の参加を促進するための措置がないことも懸念する。

55. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a) すべての障害のある人のスポーツへの平等なアクセスと実践のために公的資金を配分する。

(b）すべての障害のある人が文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに参加できるための措置をとる。

(c) 障害者団体との連携と緊密な協議のもと、演劇、ダンス、音楽などの分野で、障害のある人が参加できる施設、事業、活動を開発する戦略を採択し、国および地方レベルで資源を配分する。

C. 特定の義務（第31～33条）

統計及び資料の収集 (第31条)

56. 委員会は、2009年3月から2010年3月に実施された家庭評価調査(貧困削減のための全国家庭目標システム)が、機能障害の種類、性別、年齢、地理的位置その他の適切な変数別に集計された、女性、子ども、障害のある人、貧困者および先住民などに関するデータを欠いていることを懸念する。

57. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）ワシントン障害統計グループの提案に沿って、障害のある人の代表組織を通じて障害のある人と協議し、最新の適切に分類されたデータを収集するためのシステムを確立するよう努める。

(b) 障害のある人に関する統計およびデータの収集、管理、分析、普及に関して、全国障害者問題評議会およびフィリピン統計局の能力と資源を強化する。

(c) 性別、年齢、民族、機能障害の種類、社会経済的状態、雇用、居住地別に分類した障害者人口のデータ、および障害のある人が社会で直面している障壁と貧困の程度に関するデータを収集する。

(d) 条約第31条と持続可能な開発目標のターゲット17.18との関連に注意を払い、所得、性別、年齢、民族、移住の状況、地理的位置、その他の国の状況に関連する特性別に分類された、質が高く、タイムリーで信頼性の高い障害のある人に関するデータの利用可能性を大幅に増加させること。

国際協力（第32条）

58. 委員会は以下について懸念している。

(a) 持続可能な開発のための2030年アジェンダの国別実施および監視のための事業を含む障害インクルーシブな開発協力活動に、条約を組み入れるための体系的かつ制度化されたアプローチが欠如していること。および、締約国の国際機関との協力の程度が不十分であること。

(b) 障害インクルーシブな事業の開発、実施、監視に障害のある人が関与している程度が不十分であること。。

59. 委員会は、締約国が、国際的な援助機関と協力して実施される国際プロジェクトを見直し、条約の原則が完全に遵守されていることを確認するよう勧告する。特に、障害インクルーシブな開発プロジェクトの設計、実施、監視への、および持続可能な開発目標、特に貧困削減に関する目標1の達成に向けた、障害のある人とその代表組織の意味のあるエンパワーメントされた参加を確保すること。

国内における実施及び監視（第33条）

60. 委員会は以下について懸念している。

(a) 調整の仕組みについての情報、および条約の実施に関して全国障害者問題評議会と協力している政府の全省庁の障害者問題に関する連絡先の指定についての情報が不足していること。

(b) フィリピン人権委員会の中に、国および地方レベルでの条約の監視に障害のある人がその代表組織を通じて参加するための具体的な仕組みがないこと。

61. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。

(a）条約の実施に関する全国障害者問題評議会の能力と資源を強化し、政府のすべての支局とレベルが、条約の下での事業を実施するための予算配分を伴う障害に関する連絡先を確実に指定する。

(b) この条約を実施する公的機関が、障害の人権モデルを尊重し、障害のある子どもたちにレッテルを貼ることを避け、この条約の下での彼らの権利を確実に保護する。

(c) 人権の促進及び保護のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）に従って独立した監視枠組を任命し、フィリピン人権委員会が条約監視の任務を遂行するための十分な資金を確保し、条約第33条3に従って、独立した監視枠組及び障害者権利委員会の活動へのその参加に関するガイドライン（CRPD/C/1/Rev.1、附属書参照）を考慮に入れ、障害者団体が条約の実施及び監視全体に参加できるようにする。

IV. フォローアップ

情報発信

62. 委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調するとともに、緊急措置を取るべき29項及び31項の勧告に締約国の注意を喚起したい。

63. 委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府及び国会のメンバー、関連省庁の職員、司法及び教育、医療、法律の専門職などの関連専門職グループのメンバー、並びに地方自治体及びメディアに対して、近代的な社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討及び行動のために総括所見を発信することを勧告する。

64. 委員会は、締約国に対し、その定期報告の作成に市民団体、特に障害者団体を関与させることを強く奨励する。

65. 委員会は、締約国に対し、非政府組織及び障害のある人の組織、障害のある人自身及びその家族員を含め、広く、手話言語を含む国語及び少数言語、並びにわかりやすい版を含むアクセス可能な様式で、本総括所見を普及させ、政府の人権に関するウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。

次回の定期報告

66. 委員会は、締約国に対し、2022年6月3日までに第2回、第3回及び第4回の合併定期報告を提出し、本総括所見の勧告の実施に関する情報をそこに含めるよう要請する。委員会はまた、締約国に対し、委員会の簡易報告手続きの下でこの報告を提出することを検討するよう要請する。この手続きでは、締約国の報告の期限の少なくとも1年前に委員会が事前質問事項を作成する。それへの回答が締約国報告とされる。

**(翻訳：佐藤久夫・南由美子・葛西洋州)**